

午前 10 時開会

○委員長 おそろいですので、ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付しました報告事項のとおり執行部より報告をお願いいたします。各部からの報告は、まず保健福祉部の 2 件について報告と質疑を行いまして、その後に学校教育部の 1 件についての報告と質疑を行っていきます。

○委員長 まず、委員長から執行部をお願いいたしますが、報告事項の説明並びに答弁に当たっては、挙手、そして所属、名前を発言されてから発言をお願いいたします。配付資料に基づいて説明される場合は、その旨発言の上、御説明をお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、保健福祉部から報告をお願いいたします。

○次長兼保健福祉総務課長 私からは、報告番号の①、民生委員児童委員及び主任児童委員の一斉改選についてということで報告をさせていただきます。報告につきましては、事前にお配りしていると思いますが、資料に沿って御説明させていただきます。

まず、民生委員、児童委員につきまして、現在柏市内では 516 名を定数とした民生委員、児童委員さんがいらっしゃいます。この民生委員さんにつきましては、その任期を民生委員法で 3 年と定められております。今申し上げました今期の民生委員の方々は、任期を本年 11 月 30 日をもって満了となります。したがって、12 月 1 日に全員が改選されるということになります。これを一斉改選と申してございます。これは、全国的なものでございます。

また、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねるとされてございまして、さらに児童福祉を専門に行う者として主任児童委員が位置づけられてございます。この主任児童委員についても、この一斉改選の対象となるということでございます。

次に、改選の手順でございます。改選につきましては、その民生委員、児童委員、主任児童委員の候補者を町会、自治会、区から推薦をいただきます。また、主任児童委員につきましては、ふるさと協議会さんのほうから推薦をいただきまして、その推薦に基づきまして民生委員推薦会を開催いたしまして、そこで御審議をいただきまして、さらにそこで推薦を確定をいたします。その推薦に基づきまして、次は社会福祉審議会でございます柏市民生委員審査専門分科会、こちらのほうに諮問をいたしまして、答申をいただきます。この答申に基づきまして、最終的に厚生労働大臣に候補者を推薦するということとなります。その後、厚生労働大臣から当該候補者への民生委員への委嘱という流れとなってございます。

なお、委嘱状につきましては、市を通じて当該候補者のほうに伝達をするということになってございます。ちなみに、伝達式を 12 月 4 日に予定しているところでござ

ざいます。

改選の概要につきまして、資料の下の表になりますが、今回改選につきまして、民生委員、児童委員の定数自体は516名から541名、括弧内の数字は前回まで現行の数字となりますが、516名から541名に25名の定数増を図ってございます。そのうち今回、町会、自治会、区などからの御推薦をいただいた方が504名でございました。

内訳を申し上げますと、その中で再任者、既に民生委員をやっていた方で、継続してやっていただける方が347名、新任者が157名となっております。その民生委員と主任児童委員の内訳については、右手の欄にございます。

下段の米印について御説明いたします。今申し上げましたように、定数は25名の増とさせていただきます。これは、各町会、推薦母体であります町会、自治会、区などにあらかじめ定数の増が必要か、あるいは減が必要かなどについて諮りましたところの答えを反映させていただいているものです。1地区、2町会で3名の減、また20町会、自治会などで28名の増ということで、差引25名の定数増が結果としてございました。

また、全体で申し上げますと、充足率、現在の充足率につきましては、541名の定数の中、504名の推薦数でございますので、93.2%の充足率ということでございます。前回、3年前の一斉改選の際は、充足率が95%でございましたので、充足率はこの段階ではまだ前回に届いていないというのが現状でございます。

また、再任率を見てもみますと、約7割、68.8%の方が継続してやっていただけるということになってございます。これは、前回の再任率が64%ですので、それに比較して高い傾向を示してございます。

また、ここにちょっと数字は挙げてございませませんが、男女の比率について見ますと、29対71、男性3割、女性7割という傾向でございます。これは、前回も同様な傾向でございまして、今回もそのような形で推移するというようになってございます。

私のほうからは報告は以上でございます。

○委員長 引き続きどうぞ。報告番号②番。

○障害福祉課長 報告番号の②番、件名、柏市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業の実施について、説明をさせていただきます。これは、新規の事業として実施するものでございます。

件名のALSということですが、これは筋萎縮性側索硬化症という難病で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下を来す神経系の疾患でございます。極めて進行が早く、半数ほどが発症から3年から5年で呼吸筋麻痺で自力で呼吸できなくなると言われている疾患でございます。また、そういう状況から、コミュニケーションがとりにくくなってくる疾患でもありまして、治癒のための有効な治療法が確立されていないという病気でございます。

このALSの患者ということについて、難病ということでございますけれども、

平成25年度、今年度ですけれども、障害者総合支援法の施行に合わせまして、難病の方も障害福祉サービスの対象に入りましたので、身体障害者手帳を所持している方はもちろんなんですが、持っていらっしやらない難病の方にも障害福祉サービスの対象となりまして、ホームヘルパーの派遣が可能となっております。

今回の事業は、こうしたコミュニケーションがとれない、とりにくくなっている重度のALS患者の方が医療機関に入院したときに、この患者さんが在宅時にホームヘルパーが派遣されていまして、コミュニケーションになれている支援者を入院先の医療機関にも一時的に派遣しまして、患者と医療従事者によるコミュニケーションがとりやすくなるようにということで支援をする、そういった制度でございます。

この事業につきましては、国において介護保険法に基づく地域支援事業の一つとしての対応方針が示されておりますけれども、疾病の好発年齢が40代から60代ということがありまして、こういったことを考慮して、障害者総合支援法における地域生活支援事業でも実施することとして、年齢枠を設けない形での制度といたしました。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。事業概要でございますけれども、この事業実施に当たりまして要綱を定めております。柏市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱です。目的は、先ほども申し上げましたけれども、意思の疎通が困難な重度ALS患者が医療機関に入院した場合に、医療従事者との意思伝達の円滑化を図るものでございます。

そして、対象者ですが、ここに記載されております5つの要件を全て満たす者としております。1つ目が、市内に居住または共同生活介護の提供を受けている者。この共同生活介護というのは、障害者のケアホームのことをいまして、柏市に住んでいた方が市外に住んでいた場合にも対象になる、そういった制度設計としております。

そして、2点目、意思疎通を図ることが困難な重度のALS患者。

3点目、在宅において居宅介護等の障害福祉サービスを利用している者。これは、ホームヘルパーの派遣を受けている者という形になります。または訪問介護を利用している者。居宅介護と訪問介護の違いですけれども、居宅介護については障害者のためのサービス、そして訪問介護は介護保険でのサービスということで、いずれもホームヘルパーの派遣ということになります。

そして、4点目が単身またはこれに準ずる単身世帯の方。

そして、5点目が入院先の医療機関の了承を得られる者。これは、ホームヘルパーとして入院先には入りますけれども、あくまでも意思の伝達の支援者であることので了解が得られて支援に当たれるという、医療機関の了解が得られるという意味合いでございます。

そして、次の内容でございますけれども、利用者との意思疎通に熟達した支援者を医療機関に派遣し、医療従事者との意思伝達の仲介を行う費用を助成するという

ものでございます。

この支給量というのは、障害者のサービスに使われている、どのくらいの時間派遣するかというものでございますけども、一月当たり100時間を限度といたします。

そして、支給期間は1回の入院につき30日が限度でございます。年間で複数回もあろうかと思っておりますけども、その都度の日にかの限度を定めていくこととします。

次に、報酬単価でございます。30分当たり1,000円。これは、障害者総合支援法と介護保険法それぞれホームヘルパーの報酬単価がございますけれども、それぞれで単価が違っておりますが、30分当たりでおおむね同一の金額設定という形で1,000円と定めております。

利用者負担、介護保険では1割負担が原則でございますけども、障害者の場合には、非課税世帯については負担なしとなっておりますので、両方の制度を鑑みて、1割負担が原則ですけども、応能負担の考え方から、非課税世帯は負担を求めないこととしております。

そして、最後に実施時期でございますけども、平成25年の11月1日からを予定をしております。

以上でございます。

○委員長 報告番号①、②それぞれに対して質疑があれば、これを許します。どうぞ。

○本池 まず、この1番なんですけれども、この区からの推薦ってありますよね。区というのは具体的にどういう、柏市の場合は区分けというのかしら。現実にどこ、どういうところにあるんでしょうね。

○次長兼保健福祉総務課長 区につきましては、旧沼南の区域、例えば箕輪区ですとかそういうところでございます。以上です。

○本池 じゃ、旧柏市にはないということで捉えていいんでしょうかね。

○次長兼保健福祉総務課長 そのとおりでございます。

○本池 今回、これはこれで推薦の順番、いろんな形でなさっているの、いいと思います。

あと、2番の関係なんですけど、ちょっとわからないんですけども、まずこれ、この該当する人たちというのを、今、11月1日からということなんでね、あさってからになると思うんですけど、柏市にどのくらいいらっしゃるんでしょう。

○障害福祉課長 ALS患者の総数につきましては、地域づくり推進課のほうの把握ですけれども、36名と聞いております。

○本池 36名ね。じゃ、これは年齢枠を設けないということなんで、一応この5つのこれを満たしていればいいということですよ。

そうすると、この4番目の単身またはこれに準ずる単身世帯ってなっているんですけど、そうすると家族がいた場合は該当しないんですか。

○障害福祉課長 御家族がいた場合であっても、準ずる世帯に該当すれば派遣できるものと想定をしております。準ずる世帯としては、高齢者世帯で例えば配偶者

の方が要支援状態あるいは要介護状態にある方、あるいは若い方と同居されていても、就労で常勤で勤めていらっしゃる方など、介護できないあるいはコミュニケーションとれない環境があれば派遣できるものということで予定をしております。

○本池　じゃ、それちょっと心配したんですけれども、じゃ働きに行っても、昼間はね、一人になるということあるんで、ほとんど寝たきりの状況ですよ。やっぱりそういう、30分単位ということは、一日の中でちょっと要するにおむつ交換とかいろいろあると思うんですが、食べさせられないのかな。要するにその一日の中で続けてということじゃなくて、30分単位でお昼とか夜とか夕方とかと、そういう形の区切り方はできるんでしょうかね。

○障害福祉課長　この制度は、在宅での支援ではなくて、入院先での支援という形になりますので、あくまでも国の通達でもコミュニケーションの支援ということに限定して病院内でやってもいいですよという、そういった制度になっております。

○本池　そう書いてありましたね。そうすると、うちで過ごしていらっしゃる方、さっき言ったように、逆にそういう方いっぱいいるじゃないですか。35人という、36名ですか、ということなんで、そういう方たちは、じゃ入院したときはこれ使えるけど、入院していないときは、これ全く使えないということの理解になるんでしょうかね。

○障害福祉課長　それは、在宅でホームヘルパーの派遣を日ごろ受けていて、その患者さんと十分なれ親しんで、コミュニケーションをとれる方がホームヘルパーとしていらっしゃる、その前提で一時的に入院したときに、そのヘルパーさんが病院の入院先まで行って支援しますよということですので、日常の支援がもともとあるという前提になります。

○本池　じゃ、日常の支援があって、入院した場合は、そのヘルパーさんが行くと。そうすると、そのヘルパーそのものの資格がある程度そういうことができる人、全くしゃべれない人だと思いうんで、そういうことをできる人しか逆に行けないということになるんでしょうかね。そうすると、日常的に在宅で行っているヘルパーさんは、やっぱりそういう何かの資格、2級とか3級持っているにしてもね、こういう人たちとのある程度コミュニケーションがとれる人ということになると、やっぱりそれ前提としてそこに行ける方というのは、やっぱりそういう資格をある程度持っている。筆記とかいろいろあるじゃないですか。そういう人しか行けないということなんでしょね。なるのかな。

○障害福祉課長　コミュニケーションがとれるということが大前提の制度だとは思っています。ただ、その根底には、ホームヘルパーとして派遣するためには資格が当然ございまして、ホームヘルパーの2級、1級あるいは介護福祉士という資格を持った上でその仕事に従事しておりますので、ここはむしろそういった資格を持っているヘルパーさんが日ごろ従事されていて、その方がコミュニケーションがとれるという状態の中で医療機関に行っただけという形になりますので、もちろん事業所としてそのヘルパーさんを病院に派遣することができるかどうかという

ことは判断されるものと思います。

○本池 なるほどね。

そうしたら、じゃ在宅でヘルパーさん派遣しているというのは、みんな介護保険とかそういうのを使ってやっていらっしゃるわけですね。じゃ、その方が入院したときには、そのヘルパーさんを病院の了解いただいて、家族が行けない時間帯とかそういう形でのお世話をするという形に、コミュニケーション、先生との、あるいは看護師さんとのいろいろコミュニケーションとるために派遣をするという形で捉えていいんでしょうかね。

○障害福祉課長 おっしゃるように、病院でのコミュニケーションの支援という形になりますので、ただ病院の中で看護にかかわるような行為というのは逆に禁止をされておりますので、御家族が例えばおむつ交換をしたり、氷を取りかえたりみたいな、そういった行為をすることは逆に禁じられておりますので、あくまでも看護師さんあるいはお医者さん等の医療従事者の方とコミュニケーションをとれる、それは先ほど申し上げましたように、筋力低下によって意思表示が非常にしにくい状況になりますので、目の動きであったり、手の動きであったり、わずかな筋力の状況見ながらイエス、ノーみたいな意思表示をしていくことを、一人一人状況が違いますので、それを伝えていくための支援者、そういうことで考えております。

○本池 なるほどね。あくまでも、じゃ本当にその人の動き方一つをわかっている、それを、じゃ今をしてほしいんだということを捉えて、それを医療の看護師さんなりにお伝えをして、それでやっていただくという形になるわけですね。わかりました。

それで、今現実に36名いらっしゃる方は、全てこういうヘルパーさんが派遣されているんでしょうかね、現実として。

○障害福祉課長 現在36名のALSの患者さんがいらっしゃいますけれども、その中で身体障害者手帳を持っている方が、データの突合には至りませんけれども、22名の方が手帳を持っていらっしゃいます。その中の必ずしも重症の方ばかりではございませんので、10名程度はホームヘルパーの派遣を受けているかと思えます。

○本池 じゃ、ヘルパー派遣受けていなくても、そうやって逆に在宅でやっていらっしゃる家族の方がいらっしゃると思うんですけども、そういう中で、じゃ今現状としては暮らしていけているということで理解していいんですね。わかりました。じゃ、いいです。ありがとうございました。

○上橋 この報告番号②なんですけどね、重度ALS、これ今話題の徳田虎雄のあれですか。それでね、この病気について伺います。徳田さんってさ、何度も会った人で、突然に発症したんですが、突然発症する病気なのかということと、それとこれは今増加傾向がある病気でしょうかという、2点。

○障害福祉課長 テレビでちょっと私も拝見した中では、恐らく意思伝達装置を使っている記者会見だったりしたかなというふうに見させていただいています。

突然発症するものかどうかということでは、ちょっとわかりませんけれども、と

りあえず遺伝的なものではないというようなことを、ネットでですけれども、確認をさせていただいて、好発年齢が40代から60代、男性ですと50、60というところが一番多いというようなことで確認をしているところです。

○上橋 それとね、25年度から総合支援法になって、最初からこれは難病、支援の必要な難病だと認定されていたわけですか。だけども、いわゆるコミュニケーション支援というのはその時点ではまだ考えていなくて、今こうして出してこられるというのはどういう事情ですか。

○障害福祉課長 国の通知につきましては、23年に通知は出ておりますけども、そのときは介護保険法の中での地域支援事業ということで通知が出てきております。

そして、結果的には24年度にもALS患者のホームヘルパーの派遣についての裁判の結果でかなりの介護を介護保険なり障害福祉サービスで提供することが必要という判断も示されております。そういったところも受けてはおりますけども、今年度一定の方からこういった制度を柏市にもぜひつくってほしいという強い要望を受けて、進行の非常に早い病気でございますので、そういう意味では早い制度化ということをこちらのほうで判断させていただきました。

○上橋 そうすると、国の制度設計というよりは、柏市内のこういう患者の御家族からの要望が強くて、今出たということですね。

それで、さっきも質問したんですけど、この病気は増加傾向にある病気ですか。

○障害福祉課長 申しわけございませんでした。

増加傾向といいますか、1年間におおよそ10万人に1人発症するというようなことが言われておりますので、さまざまな数字からすれば増加しているかなというふうには思います。

○上橋 以前はそれほど、最近目立つような感じがするんですが、報道等で、やっぱりそういう傾向があるのは事実ですか。

○障害福祉課長 私の記憶になってしまいうんですけども、ALS自体は昔から難病指定されていたと思われまますので、ちょっとその推移、正確に数字持っておりませんけれども、報道関係にもかなり載ってきたのは事実だとは思っております。

○平野 報告番号②番です。これ、私よくわからないんですが、筋ジストロフィーとは違うんですか。

○障害福祉課長 別の疾病と理解しております。

○平野 それで、この支援の説明資料の中で、意思の疎通が困難な重度ALS患者が医療機関に入院する場合に、患者と医療従事者とのコミュニケーション支援、このALS以外にこういう支援が必要な難病であるとか、あるいは障害者という方もいらっしゃるんだと思うんですが、先ほどのお話では、その症状の進行が早いからということの一つの理由にしていましてけれども、この意思の疎通が困難で、患者と医療従事者のコミュニケーションを支援する必要がある患者さん、あるいは障害者というのはほかにもおられるんじゃないでしょうか。

○障害福祉課長 確かに既に障害者としてコミュニケーションがなかなか難しいと

いう方では、視覚障害者の方であったり、盲聾者の方であったり、あるいは重篤な疾病の方もそうかもしれませんけれども、今回これを制度化したというのは、国の段階において医療と福祉のほうと両方の調整があって、対応方針が示されたことで、医療機関に対してもきちんと通知をされているというようなところで制度ができているものというふうな理解をしております。これは、一自治体がすぐに取り組めるということではないんじゃないかなと。

○平野 今のお話ですと、ほかにもそういう対象に、対象というか、必要性が認められる方たちがいるけれども、今回はこれ国と国の制度の中で医療機関にもそういうことが通知されているという条件がそろったということなんですが、市としては、柏市としては、あるいは担当の障害者を支援する部署としては、この制度を広げていくということをして国に求めていく必要性は認めませんか。

○障害福祉課長 現在のところ、そうは考えておりません。このコミュニケーション支援事業は、入院中にずっとコミュニケーションの支援に当たるということではなくて、医療従事者の方がコミュニケーションがとれるようになるまでの間という前提条件、先ほど説明申し上げなかったかもしれませんが、申しわけございませんが、そういった視点がございますので、一定の期間ということで限定させていただいているところです。

○平野 今のところ、その必要性認めないって、ほかの障害だとか病気に対して、意思の疎通が困難な人たちはいるだろうと、いるけれども、その必要性認めないというのがちょっとよくわかりませんが。

○障害福祉課長 先ほど聴覚障害者、手話を使う方々あるいは盲聾者の点字、手話、そういったものを使う方についてどうかということはあるかと思えますけれども、今回の制度化するに当たっては、非常にふだんなれている人しか支援できない、そういった意味での特別な配慮の中での制度というふうに理解をしております。

○平野 ちょっとよく、今のお話ではちょっとよく理解できないんですけど、この対象の中で単身またはこれに準ずる単身世帯ということで例として挙げられたのが、高齢者で配偶者の高齢世帯で、もう1人の方が高齢で要支援、要介護を受けている場合、あるいは常勤で就労している場合などが当たるとということなんですが、患者さんあるいは障害持っている方と一番意思疎通ができるのは御家族だと思うんですよね。御家族で、あるいは就労しているけれども、看病のためにやめざるを得ないというふうな場合、こういう方の場合にこの対象にはなりませんか。

○障害福祉課長 あくまでも一時的な入院時の支援ということで考えておきまして、在宅時につきましては、一般的に居宅介護等でヘルパーを派遣しておりますし、あるいは重度の包括支援という24時間をほかの介護保険などとも組み合わせながら使うようなサービスもございますので、そういったものをいろいろ使っていただいているように考えております。

○平野 今おっしゃったような24時間の介護だとか、ヘルパーさんの利用が十分にできない方たちもおられると思うのですよね。そういう方たちが今勤めている仕事

を1カ月入院すると、あるいはその期間は限定できないかもしれませんが、入院するとなったときに、仕事をやめるといふふうなときには対象にならないですか。

○障害福祉課長 入院中は、基本的に医療機関がその看護に当たるという前提ですので、それでお仕事をやめるといふふうなことでは想定はしておりません。

○平野 目的は、医療機関、医療従事者とのコミュニケーション支援することですよね。例えばこの報酬単価、それから支給量の限度を見ますと、一日大体3時間から4時間で、1カ月100時間限度とした場合に、1時間2,000円ですから20万円ということになりますけれども、仕事をやめて家族の、あるいは子供のそういう病院とのコミュニケーションを支援するという意味で仕事をやめると、そのときにこの20万円という報酬があれば、それは非常に助かることだと思うんですけれども、そういう家族の場合は、これはもう対象にしないという考え方ですか。

○障害福祉課長 御家族のことは想定しておりません。

○小島 ちょっと民生のほうの①番のほうでちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

まず、この充足率93.2、これについて福祉のほうでどう思っていますかということと、それからもう1点、要は委員さんがどのくらいの負担、少ないところについて負担増があるかと思うんですけれども、それについてとりあえず聞きたいなと思っております。

○次長兼保健福祉総務課長 まず1点目、充足率についてですけども、現在充足率、米印にございますように93.2%ということで、未推薦の方が37名いらっしゃいます。この状態自体は好ましいものとは思ってございません。ただし、自治会、町会また区などの皆さん方が非常に御苦労されて推薦を図っていらっしゃる努力自体を私どものほう、実際お話を聞いております。ですので、それについて私ども、サポートするような形で、また早く推薦をしていただけるようお願いを継続しているところでございます。

それと、2点目の民生委員の業務量についてということでございますけれども、昨年民生委員の業務量について見直しをお話をする機会を設けまして、例えば行政からのお願い事などについては、極力端的なものにして、簡素なものにしていって、民生委員の業務量自体を軽減させるとかいうことを考えてきてございます。例えば民生委員さんの5月、6月に声かけ訪問調査などをやりますけれども、その際に民生委員さんのほうが行政の資料をお持ちいただくような場合についても、できるだけ軽減するとかいうこと自体を果たしてきております。

ですので、御指摘の点については、私ども課題意識を持ってございまして、さらに民生委員さんのほうがその業務に集中できるように行政のほうとしてもサポートしていきたいというように考えてございます。以上です。

○小島 その中で、お年寄り、回っているほうも、個別訪問等、65歳以上という話聞いておりますけれども、その中である市ではもう70歳以上だということもあると思っておりますけれども、そういう引き上げの年齢については市は考えているのか、ち

よっとお聞きしたいなと思います。

○次長兼保健福祉総務課長 まず、年齢についてでございます。確かに委員の御指摘のとおり、民生委員につきましては、例えば新たに民生委員になられる方の場合、69歳未満というような年齢制限を設けてございます。

また、特別な事情がある場合は、72歳未満までということ延ばすこともできますので、その辺については推薦の御事情に沿った形で御相談をその上限の中で考えてございます。

この上限自体がさらにもう少し上げることができないだろうかという点についても御指摘などをいただいているところでございますが、まずこの年齢の基本的な上限自体は、千葉県下で統一している考え方に沿って、それを引き継いでいるというものでございます。ですので、課題自体は私どものほうも認識してございますので、直ちにこれを改めるといふところにはまだ至ってございませんけれども、課題認識は持っております。ですので、やり方自体については今後の課題だろうというように思っております。以上です。

○小島 それから、民生委員さんが5月、6月、大体確認という形の中で65歳以上ですか、お回りになって確認をしておると思いますが、その年齢を70歳以上とかある程度、これは体の悪い人当然いると思えますけれども、中にお話聞きますと、おらはまだ元気だよ、何で俺んちに来るんだというようなお話もね、ちょっと聞くこともありますので、この年齢の引き上げ等を検討する余地があるのかなのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○次長兼保健福祉総務課長 先ほど申し漏れてしまいましたが、昨年度民生委員さんの業務の軽減について見直しを図った中で、65歳以上の方に対して民生委員の声かけ訪問調査というのが今委員の御指摘のとおり5、6月に行っております。対象としまして、65歳以上ということで見てございましたが、これをまだお元気な方もいらっしゃるの、独居の方あるいは高齢夫婦の方という形で絞り込んで回ると、対象にしていくという形で改善を図ってございます。

以上でございます。

○小島 それで、今特に民生委員さんがもう本当に大変だと思っておるところでございますけれども、1人当たり、今大体何人ぐらいその担当しておると思えますか。

○次長兼保健福祉総務課長 市内全体で平均することは非常に難しいところがございますが、考え方の基準といたしまして、民生委員1人当たりの世帯数としまして170から360世帯という基準は国のほうからのお示しがございます。ですので、その間の中でお勤めいただいているというように理解しております。以上です。

○小島 本当に中にはもう300以上超えたという人もいますしね、大変だと思うんですけども、委員さんやられる方、また町会、自治会の中で推薦する方、本当に大変だと思いますけども、特に主任児童について、これ学校区のほうで、我々ふる協、いろんな形の中で推薦するわけでございますけれども、そういうところ、PTAとか、そういう中で、いろんな形の中で推薦依頼とかいうことはできないものです。

かね。ちょっとお聞きしたいなと思います。

○次長兼保健福祉総務課長 これまで地区単位を基準として民生委員さんのほうを選んでいくという原則がございます。そのような考え方から立ちますと、ふるさと協議会さんのほうの区域自体が現在適当ではないだろうかというように考えてございます。以上です。

○小島 それはわかりました。では、なるべくそういう形の中です。ただ、この充足率をなるべく100%にさせていただくということをお願いするとともに、それから特に役所のOBの方、市内には大分いると思うんですね。その中で少しでもやっぱりその地域の貢献の形の中でOBとしての活躍をひとつお願いして、終わります。

○委員長 ほかに質疑がございましたら。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 次に、学校教育部から報告をお願いいたします。

○学校教育部長 前回の教育民生委員会終了後の協議に御両親が参加した以降、今までに3回直接お会いしましてお話を聞きました。教育長、私、学校教育課長が同席しております。

そこで、御両親の現在の私どもへの要望や御意見を伺った上で、その中でぜひ調査をしていただきたいという要望がありましたので、10月10日木曜日に該当中学校の2、3年生全員を対象にいたしましてアンケートを実施しました。市教委のほうから職員、私、課長含めて8人行きまして、全部で6クラス、6クラスの12クラスあるんですが、それぞれに職員が入りまして、担任が立ち会いのもとで実施をいたしました。

その後、御両親にアンケート結果の報告をいたしまして、約400名分の全てのアンケート調査見ていただきました。御両親と私どもとの話し合いの中で、途中の公表はしないというような確認をしておりますので、現段階での調査の結果、内容については公表はいたしません。

今後内容についての御意見や御希望をお会いする中で確認していく予定でございます。必要に応じてまた調査をしていくということでございます。

経過報告については以上です。

○委員長 3回会って、10日以降のあと2回は。

○学校教育部長 10月15日にアンケートお渡ししました。それと、この後もう1度お会いして、この内容についてさらに御意見を伺うということになっております。

○委員長 なるほど。予定があるということですよ、もう1回ね。はい、わかりました。

それでは、今の調査経過及び前回の協議会からの今に至るまでの間の内容についての質疑ございましたらどうぞ。

○本池 ありがとうございます。今回、前議会でいろいろと論議をさせていただいて、御両親にお会いいただいて、こうやって確認をしていただいたと。大体400名の児童にアンケートをとった、そのアンケートそのものを御両親に全部お見せしたの

でしょうか。

○**学校教育部長** はい、そのとおりでございます。

○**本池** ありがとうございます。それも、集計したものじゃないということを私お願いしたんで、ありがとうございます。

それで、じゃそのアンケートを見た中での、まだ両親からのいろんな意見というのかな、そういうのはまだ教育委員会のほうには言ってきていないですか。

○**学校教育部長** 今後近々お会いして、この中身についての御意見、さらなる要望ですね、2次調査等の御意見を聞く予定でございます。

○**本池** ぜひ400名のこの子供たちのいろんな意見を見られて、やっぱりいろいろとどう考えられるか、それをきちっと受けとめていただいて、今部長おっしゃっていただいたように、御両親の方たちがこれで納得すればそれでいいんですけども、やっぱりちょっと不審な点が出てきた場合には、きちっとまたそれに対しての調査をお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○**海老原** このアンケートを実施するに当たり、対象となる在校生ですとか、その保護者の方々にはどういった説明をされて行われたんでしょうかね。

○**学校教育部長** アンケートを実施する生徒の保護者の皆様には、事前に文書をお配りしまして、こういう状況ですので調査をお願いしますということでお知らせをしました。

○**海老原** 生徒にも説明した上でということ。

○**学校教育部長** 先ほど申しましたとおり、私どものほうから市教委の職員が8名行きまして、各クラスにすべて入りまして、事前に言う内容、説明する内容を全部統一したものをつくりまして、同じ条件で同じ内容を説明した上で実施いたしました。

○**海老原** そのことについて、生徒の動揺だとか、保護者からの問い合わせとかはありましたか。

○**学校教育部長** その後、私どもも何回か学校に出向きまして、校長先生といろいろなお話をしたんですけども、特に保護者からの問い合わせはなかったと。それと、子供たちも特に動揺はないというふうに聞いております。

○**委員長** どうぞほかにありましたら。アンケートは、お手元の資料にあると思いますので、こういったアンケートで子供たち400名に書いてもらったということですね。

○**平野** 非常に難しいと思うんですけども、アンケートの内容、途中経過は公表しないということで御両親とも合意いただいて、そういうことになっているということなんですが、最終的にこの男子生徒がみずから命を絶った理由というのがわからないと、その調査では。学校でのそのアンケートの調査でわからないと。わからないというか、究明できないということもあり得るのか、その後どうするんだということになるんですけども、それは今は教育委員会が直接学校と協力して、こう

いう全生徒へのアンケート調査をやった。それで、できる限りのことをやったというふうにもうするのか、それとも教育委員会ではこれ以上のことできないと第三者に委ねるといふふうになるのかということの判断なんですよ。

○山田 自殺の原因を知る、調べるということ。

○平野 御両親は、御両親はなぜなのだとことを知りたいわけなんですよ。ですから、それが何の理由もなしに、原因もなしに亡くなるということはないと思うんですが、それは二次調査は予定しているようですけども、さらにその先になると、どういうふうにお考えですかね。

○委員長 今後、これからもどう取り組むか含めて。

○教育長 今の平野委員さんの御質問ですけども、教育委員会のできる調査の限界というのは当然ありますけれども、そここのところまで想定して今進めてはいません。できる限りのことを誠意を持って進めるということで、教育委員会の調査の限界になって、御両親のお気持ちがまだ何か調査していただきたい、例えばよくあるように、第三者委員会のようなものを設定して調査していただきたいというお気持ちが強くあるのであれば、お応えできるように誠意を持って進めていきたいというふうに考えています。

○平野 既に議会でも、いじめによって亡くなったということが議会の質問で断定した形で言われて、議会だよりもそのように書かれています。ですから、原因はいじめじゃないというふうに結論づけることができるのか、あるいはやっぱり多分非常に難しいんだろうと思うんです。なぜ亡くなったのかという原因について究明できないという、教育委員会の調査では究明できないという場合に、議会での質問も、だからいじめによる自殺ではなかったというふうにも言い切れないし、あいまいなままの結果というのはどうなんだろうかというふうにやはり思いますので、何らかの、それを公表するかしないかはまた別ですけども、こうやって一たん表に出た問題ですから、それは何らかの結論というのは必要なんだろうと思うんですよ。ですから慎重に、それから結局は御両親の、何と申しますかね、納得のいく形で、問題を……どう言ったらいいんですか。これ非常に終結させるというのは、非常に言葉としてはおかしいですけども、どこかで決着をつけないといけないことだと思うんですね、はっきりですね。

教育長は、今御両親の意向でさらに究明してほしいと、教育委員会ではなくてということであれば、そういう第三者機関での調査ということも言われましたが、そういうことも場合によっては必要になってくるのかなというふうに思いますし、そんなことですね。

○委員長 うん、わかります、言っていることは。

○本池 ちょっと1ついいですか。ちょっとごめんなさい。

○委員長 じゃ、答弁、回答は。

○本池 回答、ちょっとその後にしてもらって。

○委員長 そのほうがいいの。

○本池 はい、済みません。今平野委員から、私がいじめであるということを断定したって言われ方しました。本会議では確かにそう言いました。ただ、議会報は編集委員会のおきそういうところの点がかかり、私ちょっとその日は出られなかったんですけど、編集委員会の中で議論になったことをお聞きしまして、そこは議会だよりの全戸に配る、議会のやつのね、あれには断定しない形に書きました。そこだけちょっと。今平野さんが両方とも断定したって言ったんで、議会では確かに断定した形で質問をしましたがけれども、編集委員会のいろんな指摘をいただきましてね、そこはちょっと断定しない形で、そういうようなことだという形の文章に直して、出しました。以上です。

○上橋 このアンケートが、氏名欄があって、氏名は書いてくれなくても構いませんとなっているんですが、匿名か記名かというの、これも今まだ答弁はできませんか。

○学校教育部長 記名した生徒もいますし、無記名で出した生徒もいます。どちらでもいいというふうに説明していますので。以上です。

○上橋 大体が匿名だったんだろうかな。

○学校教育部長 はい、匿名のほうが多かったですけども、記名ではつきり名前を書いている生徒も十数名はいました。

○上橋 それで、このことを今おっしゃれないんでしょうけど、方法論として記名でいじめらしきものを見た、あるいは伝聞をしたという生徒もしいたとすれば、その生徒には接触をして、どういう情報をあなたは持っているのかということはあるんですか。

○学校教育部長 内容によるというふうに考えています。例えば、らしいとか、こういううわさがあったそうだとか、そういった伝聞のものを書いているものもありますので、それが書いてあることが、全て自分が、書いた本人が、自分が見聞きしたものではないというものがかなりありますので、名前を書いて書いてくれた人に全て二次調査をするという必要はないというふうに考えております。

○上橋 要はファーストハンドの情報を持っている生徒のみに接触をするということですね。

○学校教育部長 はい。御両親と今後お会いしますけれども、そういった御意見も当然出てきますので、必要があればやります。

○上橋 それともう一つ。第三者委員会のことをおっしゃいましたが、可児市に行ったとき、第三者委員会つくって、ずっとこのいじめ問題やっている。それで有名な尾木ママ、尾木さんが委員になっておられて、こういうプロの、こういういじめ調査の実績のある方がこのアンケートを見ると、一般にはわからないけれども、こういうサインはいじめのサインだよって、こういうところもあるんでしょうかね。どうなんでしょうか、それ。

○学校教育部長 その辺はちょっと何とも言えませんが、でも記名して書いてくれた生徒は責任を持って書いているでしょうし、無記名だからといっていいか

げんに書いているというふうには考えておりません。

ただ、今御両親が1枚1枚丁寧に時間かけてごらんになっていると思いますけれども、文章の裏側にあるものを今一生懸命読み取ろうとしているんじゃないかなって思うんですけれども、そのお気持ちは我々は受けとめて、可能なことをやっていきます。

○上橋 というのは、伝聞情報であっても、そういういじめの調査の経験積んだ方が見ると、これはやっぱり真実性があるよということも、読み取れるかもしれません。恐らく御両親よりももっとそういう経験のある方のほうが深く読めると思うんですね。だから、要望ですが、やはり第三者機関ということは考えてみておいてくださいね。そういうことがあるかもしれないという前提の上での提案なんですけど、よろしく願いいたします。

○委員長 フリートークにならない範囲で私聞いているから、いいですよ、やりとりして。自分の中でしっかり節打ちますから、フリートークの範囲にならない限りどうぞ、やりとりしていただいて結構です。

○平野 議会での答弁も含めて、今のここでのやりとりも含めて感じるんですけれども、確かに御両親の意向というのは大事なことなんですけれども、それ尊重するということが大事なことなんですけど、一人の生徒が、柏市内の中学校の生徒が自殺をした、みずから命を絶ったという事実に対して、なぜなんだって思うのは、これ御両親は当然なんですけれども、学校側として、教育委員会としてなぜなのかということは、それは主体的に学校の側から取り組まなきゃいけないことだと思うんですよ。ですから、今後のあり方についても御両親の意向を尊重してということですが、やはりそういう姿勢というのが必要だと思うんです。一番最初のお通夜の席でというふうに教育長おっしゃったんだけど、御両親が、校長先生との間ですか、この事実を生徒たちに伝えるか伝えないかについては、教育的な専門家である校長先生の判断に委ねるような、その発言が御両親からあって、その判断として公表しないということになったわけなんですけれども、今言ったように当然学校としては、あるいは教育委員会としては、市内の中学校の生徒、自分の学校の生徒が自殺をした、なぜなのかということは、やっぱり主体的に究明に取り組むべきことだと思いますので、そういう姿勢でお願いしたいなと思います。

○委員長 どうぞ、もし回答があったら。

○学校教育部長 おっしゃるとおりだと思います。学校は学校なりに、私どもは私なりに現段階でできる限りのことはしていきたいというふうに思っております。

○教育長 当然とうとい命が失われていますので、事故、事件というか、事案が発生した当初も、そういうつもりで取り組んでまいりました。

お通夜の席で云々というお話がありましたけれども、当初さまざまな事情の中で御両親も学校における、主な原因が学校にあるというふうにはお考えになっていなかったと思われるんです。そんなやりとりの中で、校長先生を通して私のほうは特別なアンケート調査等はしないということについて追認すると、教育委員会として

いいでしょうというお話をさせていただいています。一般的な状況の確認であるとか、先生方への確認であるとか、そういったことは当然教育委員会としては実施しております。

○上橋 学校が原因だと思っていらっしゃる内容だって、だけど子供というのは、学校と家庭しか世界がないわけで、それ以外の世界はあるのかな。それで、御両親は家庭に原因があるとは思っていらっしゃらなかったわけでしょう、これ。そうすると、全く想像のつかないことが原因だったのでしょうか。

○委員長 そのところ、経過とかいろいろ御説明いただいたほうがいいんじゃないですか。経過というか、引っ越しやらってあったんでしょう。

○教育長 御両親が当初そういうふうに考えなかった事由等をちょっと詳しくお話ししますと、個人が確実に特定できるような状況になりますので、ちょっと控えさせて、委員の皆様にご理解していただきたいと思うんですけども、御両親が該当の中学校での生活が主な原因ではないと当初考えた、そういう理由があるということでございます。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長 いいです、どうぞ。いいですか、上橋さん。

○本池 上橋さん、先やっちゃう。

○上橋 家庭かなと思っておられたということ。

○教育長 家庭ということではございません。

○上橋 あら、そういう、これ以上は聞きませんが、不思議な話です。

○委員長 言える話、範囲で話したほうがわかりやすいですよ、私たちのほうには。どうぞ、話せる範囲で。

○本池 私が前議会で最初に言った、さっき平野さん言ったんですけれども、なぜこういう1人の子供さんが、たとえあの中学校に来て日が浅くたって、1人がその学校の生徒であったことは事実だし、1人がみずから命を絶ったことは事実で、お通夜云々かんぬんじゃなくって、私も最初に言ったように、なぜそういう子供が自死したことに対して、何の、要するに何にもやっていなかったんです、はっきり言ってね。本当にそれはお通夜のときに両親に言ったら、そっとしておいてくださいって言われたからということの一つの理由にして、何の調べもしなかったということが私はとても腑に落ちなかったんですよね。だから、そういうことを含めて、私もしっかりした事実は把握していなかったから、ああいう言い方で最初言ったんですが、その後の流れの中で御両親から、お母さんからああいうファクス、ファクス本当お見せしたいんですが、それは本人の了解を得てから出したいと思っているんですけれども、ファクスをいただいて初めてその流れが酌みとめたということ、わかったということで、この教育民生委員会の中でいろいろと質問をさせていただいたんですけれども、確かにそれは前の学校からの引き続きの関係があったにしても、現実には中学校の生徒さんが自殺をされたんだから、むしろそこはしっかりとすぐ御両親にも言えるようにね、ある程度そういうのを、学校の中でどういう生活をしてい

たのか知りたいうお母さんたちは言っていたわけですよ。でも、学校のほうでは逆に、いいんですねって逆に何も調べない、調べないという言い方じゃなくて、要するに公表しないんだからいいんですねということを再度校長が本人に電話して、それでびっくりして、彼女は、いえ、そんなことありませんという形で。学校にも自殺したということを知らせていないんですよ、子供たちに。本当に死んじゃったという感じで、それ病気とも言えないし、そういう教え方を子供たちにしていたんですよ。だから、いろんいうわさがその後出てきたことは事実ですよ。違うんじゃないかと。逆に子供たち、違う子供たち、今回のアンケートがどういう形になっているかわかりませんが、そういうことがやっぱり一つの、だんだん今教育長がおっしゃったように、確かにあの時点では、最初学校が原因じゃなかったのかなという思いはあったのかもしれませんが、逆にそのことが何にも、何にも一人の子供がみずから命絶ったのに、学校も動かない、教育委員会も動かない、だからいろんいうわさが出てきて、あるいは今ネットがすごくありますよね。裏ネットの中で、あいつはいじめで死んだんだよとか、いろんないことがアクセスって、私は全くそれはわからないんですけど、ちょっと見せてもらったんですが、お母さんにその情報も含めて。

だから、そういうことがだんだん、だんだんうわさで、風評じゃないけど、そういうのでお母さんのほうもだんだん不安になってきたということは事実あると思うんですね。だから、私はやっぱり最初何らかの形できちっと自殺したということも含めて、子供たちに言って、それでおまえたち、何か心当たりはないかと。校長先生からすぐ家庭が原因じゃないですかって言われたって言っていました。でも、うちでは全然考えられませんということをお答えしましたって言ってはいたけれども、だからやっぱり最初の取りかかりが、うちの教育委員会としては、幾ら親御さんが、私は言ったように、公表しないでくれって言ったにしても、教育委員会として調べるということを一切しなかったことが、こういう形になってきたと思った、私は思ったんです。それで、ああいうファクスが来たから、余計それが現実的にきちっと言えるようになったんですけれども、そここのところよく踏まえていただいて、これからこういうアンケートをとって、こういう実態がどうなるか、それは私にもまだわかりませんが、そこは真摯に向き合っていていただいて、最終的に私も第三者委員会という形でもしやっていたら、そういう形でやるのが、その後何もなかったじゃないか、じゃ私が言ったことに対してって平野さんから今一つ言葉ありましたけれども、それ私の中でちゃんと決着をしますけれども、それをぜひ、だから本当に疑問になるところ、名前書いていない子供さんが疑問のあることを書いてあったら、それはそれできちっと受けとめていただいて、私はきちっと調べて、それはきちっとやっていただきたいということを前提に、もちろん12月議会でもまた引き続き、今度アンケート、その後の御両親の了解が得られれば見せていただきたいと思っていますけれども。はい、とりあえずちょっと流れが違うということだけ指摘しておきます。

○委員長 済みません。回答、今について回答。

○本池 回答なくてもいいです。

○委員長 学校やんなかったんですか、何も。教育委員会、何もやんなかったんですか。

○学校教育部長 何もやらなかったということは決してございません。もうこの事実が発生したその日のうちに、すぐ市教委から担当が2人行って、担任や該当の先生方に聞き取りを行っております。次の日も行っております。また、子供たちの動揺を抑えるために、スクールカウンセラーを派遣しまして、1日じゅう、2日間にわたり常駐させました。手はちゃんと打っておりますし、調査もしましたけども、先ほど教育長が申し上げたとおり、その段階では公にするような御希望はなかったというふうに校長から聞いてありますので、それを最優先で、あえてお伝えしなかったということです。ただ、私どもとしては調査はしております。ただ、その結果を直接伝えてはいなかったということです。というのは、それらしき事実が聞き取りの段階では出てこなかったということです。

以上です。

○山田 この前は、つらいところを御両親も出てきていただいた。その進行で確認をされたことは、御両親の御意向に沿って全て教育委員会もやると、こういうことでもございましたし、とうとい命が学校で失われたということは、もうこれは学校も痛く受けとめていることだし、ですから今このアンケートを御両親に見ていただいて、よく見ていただきながら、さらにある御両親の御意向を各教育委員会方のほうも聞きたいと言っているわけですし、ですからこの委員会での発言なんかも当然、これはこの前も御両親も出てきてくれたとおりに、御両親にも行くでしょうから、そんな中でまだ途中での、まだ子供たちから協力していただいてアンケートとった内容も両親のほうでもしっかり掌握されていないところもあるでしょうから、その辺が言えないこともあるだろうし、それからさらにこれからはっきり見ていただきたいということも出てくるでしょうから、それは今後の経過をもう1回見た上で、それでまた委員長取りまとめてもらいたい。現在のところでは十分その第三者委員会だとか司法の問題まで出てきちゃっていますけども、まず御両親の意向のことを十分もう1回しっかり教育委員会のほうで向き合ってみて検討してもらいたいと、そういうことを思います。

○委員長 今のお話の回答も出せばどうぞ。例えば経過、これから、じゃ今、次のタイミングはいつぐらいに出せるとかね、そういったものがもしわかれば。

○山田 それはあれでしょう。十分両親の意向があった上での話でしょうから。

○委員長 うん、それもどうぞ。そういう説明も加えていただければ、どうぞ話してください。

○教育長 今の山田委員からお話が、これまでさまざまな委員からもお話があったように、調査について御両親とよく相談しながら、誠意を持って当面は対応していくと、その結果さらなる調査あるいはさまざま御両親に思うところがあれば、それ

もできるだけ受けとめて、可能な限りは努めていくということでございます、教育委員会の態度としては。内容や結果、どういう、委員長のお話ですと幕引きというか、何か結論とかそういったものについても、御両親とよく相談して、当然この委員会あるいはさまざまな形での報告は、適切な時期にはさせていただきます。

○山田 はい、わかりました。

○円谷 山田委員がおっしゃったように、前回御両親、たしか何か知らないところで話題になっていて、ちょっと不快だったというようなことをおっしゃっていたように記憶しているんですけども、それについて何かお話しされましたか。

○教育長 これまでお会いした3回の中でいろいろお話しはしているんですけども、当面部長が当初に答弁したように、調査にある一定の結果というか、段落というか、までは、本池委員が指摘されたような当初の行き違いの部分であるとかそういったものはとりあえずおいておいて、調査に専念していくということで、お互いそういう話し合いに現在なっております。したがって、御両親のお気持ちが我々がうまく酌めなかった部分とか、そういったことがどこに原因があるんであるとか、あるいは学校と教育委員会のコミュニケーションの不足だったのか、そういった関連のことについては、アンケートなり調査なりがある一定のところまで進行して、御両親のお考えをよく受けとめた上で、そういったことについても御両親にも伺わなければ、そういうところもはっきりさせること難しいと思いますので、その点についても進めていきたいなというふうに考えています。

○円谷 この委員会でもそれぞれの委員さん、すごく問題意識持って、それぞれのお考えもあって発言をされていると思うんですけども、御両親がもし、我々言ってみれば部外者というか、当事者ではない者同士でその亡くなられた生徒さんのことを話題にしてということは、余り気持ちとして愉快ではないとおっしゃるのであれば、余り委員会で頻繁に御報告いただいてということになっちゃうと、それもまた、遺族の方のお気持ちをまた傷つけることになるのかなというのをちょっと懸念をしまして、その辺の意向もぜひ確認していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか、大体。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、一応今の、また教育長からお話がありましたように、タイミングを見計らってまた報告をできる状態が行えると思いますので、よろしく願いいたします。

質疑を終結いたしまして、これで予定の報告事項は全て終了いたしました。

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午前11時21分閉会